



中津市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年1月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 大分県漁業協同組合</p> <p>[補助金等名] 水産業振興補助金</p> <p>[所管部局・課] 産業経済部林業水産課</p> <p>Ⅱ. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 年末特別朝市の抽選会景品代を補助対象経費としているが、「景品」は補助対象費目(要綱第3条別表)にないため、補助対象経費に計上できない。 また、同じく年末特別朝市で来場者サービス用としてコーヒーを購入したものを補助対象経費としているが、不特定多数の来場者へ無償配布(サービス)するコーヒーも補助対象経費とするのは適当ではない。</p> <p>② 交付申請書には販路拡大事業として手数料(商談会出展料)が計上されているが、手数料は補助対象外の経費である。 交付申請書・実績報告書が提出された場合は、十分内容を確認し交付要綱に則った事務処理をするよう注意されたい。 なお、手数料が販路拡大事業に必要な経費ならば、補助対象経費の見直しも検討されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、景品代及び来場者用サービスコーヒー代につきましては補助対象外ですので、本来その分の補助金返還となりますが、今回は市が一旦内容を認めているため、補助金返還請求はせずに次回から補助対象外とさせていただきます。 また、今回の指摘を受けたことを課員と大分県漁業協同組合中津支店で共有し、今後は適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘のとおり、今回の指摘を受けたことを課員と大分県漁業協同組合中津支店で共有し、今後は適正な事務処理を行います。 また、「商談会出展料」につきましては、水産物の販路拡大のため関東圏のイベント出展が重要な手段と考えておりますので、補助対象経費の見直しを行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市職員互助会</p> <p>[補助金等名] 中津市職員互助会負担金</p> <p>[所管部局・課] 総務部総務課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 各種規程において必要な改定がされておらず、機構改革や現状に対応していなかった。給付の内容や金額等が理事会で変更された場合は速やかに規程を改定し、整備するよう留意されたい。</p> <p>(2) ①保養施設利用補助事業において、給付方法に一部不公平な点が見られた。 添付資料や領収明細等の有無によって給付内容が変わることのないよう、給付方法について見直しをされたい。</p> <p>②教養体育補助事業において、補助目的以外の物の購入領収書や会員以外が利用した施設利用料の領収書等で支給決定しているものが散見された。 再度事業の補助目的を確認し、規程に則った適切な支給決定を行うよう注意されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 負担金として財政援助をしている以上、その負担金の効果、履行の確認、負担金の使途及び金額の適正さ等を判断しなければならないが、団体に実績報告書の提出をさせていない。 今後は、各種補助金と同様に実績報告書等を提出するよう指導し、負担金の使途等について確認するとともに、毎年負担金の額の適正さを判断されたい。</p>	<p>ご指摘の通りです。機構改革に対応した規程に改めます。また、機構改革や理事会での変更があった場合は、遅滞なく規程を改定するように努めてまいります。</p> <p>ご指摘の保養施設利用補助事業の給付方法につきましては、添付資料の必須項目等を検討し、不公平がない給付を行えるように改めてまいります。</p> <p>ご指摘の教養体育補助事業の支給決定につきましては、規程に則った適切な支給決定ができるよう添付資料等について検討してまいります。</p> <p>ご指摘の件につきましては、今後は互助会から総務課あてに理事会等について報告するようにし、総務課で負担金の額の適正さを判断し適正化を図ってまいります。</p>	